平成２７年（フ）第１００４号
札幌市白石区北郷４条２丁目８番１号　オクトランド303号
債務者　東方麻由美（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００７号
札幌市白石区中央３条５丁目８番26号　ヴィアフェラーラＡ―103号
債務者　山田　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１２号
札幌市白石区栄通８丁目２番５―102号
債務者　江家　伸浩
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１３号
札幌市東区北24条東16丁目３番７号　パークヒル24―105号
債務者　泉谷まゆみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１９号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目２番７号
債務者　橋本　佳尚
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２５号
札幌市北区新琴似２条11丁目８番１号　ニューハイツＡ22号
債務者　澤田石　祥
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２８号
札幌市中央区南９条西13丁目２番26号　ＡＭＳ201号
債務者　伊藤　友亜
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３１号
札幌市手稲区曙３条３丁目３番23号　フラワーハイツ２Ｆ
債務者　小比類巻眞喜子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３８号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番31―101号
債務者　青野　勇樹
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４３号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番21号　キューブ中の島２―３―201号
債務者　小坂百合絵（旧姓石月）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５２号
札幌市白石区南郷通11丁目南２番７号　ドエール南郷２―Ｃ、住民票上の住所北海道岩見沢市志文町1183番地124
債務者　佐藤　敦司
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５４号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番５号　エクセレントハイツ101号
債務者　渡辺　英樹
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６３号
札幌市東区北22条東18丁目６番14―207号
債務者　野々口　守（旧姓阿久津）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６５号
札幌市豊平区平岸１条９丁目３番15号　スペースイン中野306号
債務者　川崎　一輝
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７７号
札幌市西区琴似２条３丁目１番30―302号
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８０号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目11番２―105号
債務者　宍戸　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８１号
札幌市白石区本通９丁目南８番33号　エンドレス本通103号
債務者　友沢　英児
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部